

第1章

第 8 節

まちづくりの理念

まちづくりの理念

本市のまちづくりの普遍的な理念は“愛と和の市民憲章”に定められています。
本市に住む私たちは、いつでもこの理念を心に留め、この市民憲章の実践に努めます。

愛と和の市民憲章（昭和55年11月3日制定）

遥かに霊峰白山を仰ぐ野々市市は、古くから加賀の中心として栄えたところです。

わたくしたちは、この恵まれた自然環境と歴史・文化・産業の豊かなまちに住むことを大きな誇りとし、限りなく平和で繁栄することを願い、ここに市民憲章を定めます。

- 郷土を愛し、緑ゆたかな住みよいまちをつくりましょう。
- 伝統を重んじ、教育文化の香り高いまちをつくりましょう。
- 健康を増進し、活気みなぎる明るいまちをつくりましょう。
- 勤労を尊び、感謝と奉仕の心で温かいまちをつくりましょう。
- 秩序を守り、笑顔でふれ合う和やかなまちをつくりましょう。